

指定介護老人福祉施設「ふるさと学び舎」重要事項説明書

1. 特別養護老人ホーム「ふるさと学び舎」の概要

(1) 運営の方針

当施設は、施設のサービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようになることを目指します。

(2) 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 中央会
所在地	秋田県由利本荘市薬師堂字一番堰38番地1
代表者役職・氏名	理事長 藤井 蘭子
その他	

(3) 施設の概要

施設名称	特別養護老人ホーム「ふるさと学び舎」（介護老人福祉施設）
所在地	秋田県由利本荘市土谷字新谷地157番地
介護保険法指定番号	介護老人福祉施設 （秋田県指定第 0570551192 号）
その他	

(4) 設備の概要

定員	50名			
居室	個室	50室		
	面積	21.03㎡×8室 16.34㎡×8室	21.00㎡×2室 15.89㎡×16室	20.25㎡×2室 15.34㎡×8室
トイレ	各個室毎、及び各ユニットに共用のトイレを設置してあります			
共同生活室	6室（58.570㎡×3室 45.650㎡×3室）			
浴室	各ユニット毎に設置、及び特殊浴槽設置浴室が1箇所			
機能訓練・談話室	4室（計 54.5㎡）			

(5) 当施設の職員体制

職 種	配置人数	勤 務 体 制
施 設 長	1	8 : 45 ~ 17 : 45
医 師 (嘱託)	1	14 : 00 ~ 16 : 00(毎週火、木曜日)
生活相談員	1	8 : 45 ~ 17 : 45
管理栄養士	1	8 : 45 ~ 17 : 45
機能訓練指導員	1	8 : 45 ~ 17 : 45
介護支援専門員	1	8 : 45 ~ 17 : 45 (生活相談員を兼務)
事務職員	1	8 : 45 ~ 17 : 45
看 護 職 員	4	8 : 00 ~ 17 : 00 (早番)
		8 : 00 ~ 17 : 00 (日勤)
		8 : 30 ~ 17 : 30 (遅番)
介 護 職 員	33	7 : 00 ~ 16 : 00 (早番)
		8 : 45 ~ 17 : 45 (日勤)
		10 : 00 ~ 19 : 00 (準遅)
		13 : 00 ~ 22 : 10 (遅番)
		22 : 00 ~ 7 : 10 (夜勤)

介護福祉士 29名

社会福祉士 1名

介護支援専門員 1名

※併設の短期入所生活介護事業所の職員および兼務を含みます。

※看護職員は当番にて夜間待機体制をとり、緊急時に対応します。

但し、業務の都合上必要がある場合は、変更することがあります。

※嘱託医の勤務体制は、都合上必要がある場合は変更することがあります。

2. サービスの内容

項 目	サービス内容
施設サービス計画の作成	・利用者及びその家族の生活に対する意向に沿い、施設サービス計画を作成します。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況や嗜好、季節感等を考慮した食事を提供いたします。 ・食事時間 <ul style="list-style-type: none"> 朝食 7 : 00 ~ 8 : 00 昼食 12 : 00 ~ 13 : 00 夕食 17 : 30 ~ 18 : 30 ・食事は、原則として共同生活室をご利用いただきます。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・身体の状況に応じた入浴機器による入浴が可能です。

生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容介助に努めます。 ・褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めます。また、その発生を予防するための体制を整備します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・血圧、検温などの健康チェック。 ただし、必要があればその都度実施します。 ・嘱託医師により、週に2回診察日を設けて健康管理に努めます。 ・医療の必要性の判断は、嘱託医師または協力医療機関等の医師が行います。 ・医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。 ・通院や入院、緊急受診等をされた場合、主治医より治療上の判断を求められることがありますので、利用者及びその家族には責任を持って対処していただきます。その際、可能な範囲でご相談に応じさせていただきます。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
相談援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
口腔衛生の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生管理を計画的に行います。
所持品保管	<ul style="list-style-type: none"> ・若干の身の回り品については、居室に備え付けの収納庫等にてお預かりします。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営むために必要な行政機関への手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで代行して行います。
金銭等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの手による金銭などの管理が困難な場合は、お預かり管理いたします。 ・現金、通帳、印鑑など
同性介助について	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排泄等の同性職員による対応については、できる範囲内での対応となりますのでご理解下さるようお願い致します。 (職員の勤務体制上お約束できない場合があります)

3. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下の通りです。お支払いいただく自己負担額は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

(1) 基本施設サービス費

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当たりの自己負担額	670円	740円	815円	886円	955円

※上記料金は、1割負担分の料金になります。

(2) その他の介護保険給付対象サービス加算

① 個別機能訓練加算 12単位

機能訓練指導員等が計画に基づき機能訓練を行っている場合。

② 日常生活継続支援加算 46単位

認知症高齢者等が一定数以上入所しており、介護福祉士の有資格者を一定数以上配置している場合

③ 看護体制加算Ⅰ 6単位

常勤の看護師を1名以上配置している場合

④ 夜勤職員配置加算Ⅱ 27単位

夜勤を行う職員配置基準を1名以上超えて職員配置をしている場合

⑤ 介護職員処遇改善加算Ⅰ $\{ \text{一か月利用日数} \times (\text{基本単位} + \text{加算単位}) \} \times 140 / 1000$ 単位

※別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が利用者に対し指定介護老人福祉サービスを行った場合

⑥ 療養食加算 6単位

療養食を提供した場合（医師が必要と認めた場合に限る）

⑦ 初期加算 30単位

入所した日から起算して30日以内の期間、30日以上入院後の再入所も同様

⑧ 安全対策体制加算（入所初日） 20単位

利用者の介護事故防止のため、事故防止に関する組織的な取り組み（委員会の設置、従業者に対する研修等）を実施する体制が整備されている場合

⑨ 外泊時費用 246単位

利用者が病院等に入院した場合や居宅における外泊を認めた場合

(3) 食 費

市町村民税非課税の方で、「介護保険負担限度額認定証」が交付されている方は、認定証に記載されている負担限度額となります。

階層	1日当たり
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	650円
第3段階②	1,360円
第4段階	1,445円

(4) 居住費

食費と同様に、市町村民税非課税の方で、「介護保険負担限度額認定証」が交付されている方は、認定証に記載されている負担限度額となります。

階層	1日当たり
第1段階	880円
第2段階	880円
第3段階①	1,370円
第3段階②	1,370円
第4段階	2,060円

(入院・外泊中の居住費について)

契約者の入院・外泊期間中、居室がご利用者のために確保されている場合は、引き続き居住費の対象となります。(利用者負担第1～第3段階の補足給付該当者についても、7日目以降は補足給付対象外となることから、負担限度額に関係なく居住費の対象となります。)但し、利用者が利用していたベッドを事業所の依頼により短期入所生活介護や緊急利用の方に借用することに同意いただき、借用した場合には、その期間の居住費をお支払いいただく必要はありません。

(5) 特別な居室の料金について

居室内に浴室があるお部屋(ユニット名:文学部)は、特別な居室の料金として、5,000円を加算させていただきます(ただし、浴室を使用する場合に限りです)。

(6) 電気料金について

電気製品(テレビ・冷蔵庫等)持ち込みは可能ですが、電気料として1台につき1日50円頂きます。

(7) その他の費用

- ① 理美容代 実費(理美容事業者に直接お支払いいただきます)
- ② 利用者の選定により提供するもの 実費(外食に係る費用、レクリエーションや余暇活動等に係る費用、日用品及び嗜好品等に係る費用等)

4. ホームが提供するサービスについて、ホームへの要望・苦情等についての相談窓口

(1) 苦情の受付について

当施設で提供したサービスに関するご利用者及びその家族等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して、苦情解決マニュアルに沿って、適切に対応するものとします。

(2) 苦情相談

* サービス内容に関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- ・ 苦情受付担当者：加藤 聡（生活相談員）
- ・ 苦情解決責任者：須田 満穂（施設長）

電 話：0184-28-1165（時間帯 8：45～17：45）

* 行政機関その他苦情受付機関

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・ 由利本荘市福祉保険部長寿支援課 | 電話番号 0184-24-6321 |
| ・ 国民健康保険団体連合会 | 電話番号 018-862-3850 |
| ・ 秋田県福祉サービス相談支援センター | 電話番号 018-864-2726 |
| ・ にかほ市市民福祉部長寿支援課 | 電話番号 0184-32-3042 |

* 第三者委員

- | | |
|---------|-------------------|
| ・ 佐藤 治円 | 電話番号 0184-22-5760 |
| ・ 武田 千代 | 電話番号 0184-22-3386 |
| ・ 黒坂 周 | 電話番号 018-832-7324 |

5. 事故発生時の対応について

指定介護老人福祉施設（ふるさと学び舎）は、利用者に対する介護の提供により、事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

6. 身体拘束の適正化について

利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを原則とします。ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束をせざるを得ない場合には、利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

7. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権擁護、虐待防止のために、研修等を通して従業者の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める体制の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のための業務マニュアルを整備し、従業者教育を行います。

8. ハラスメント対策

適切なサービス提供を確保するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び必要な措置を講ずるものとします。

9. 退所の手続

(1) 利用者のご都合で退所される場合

いつでも申し出により退所できます。ただし、退所先及び身元引受人の確認をさせていただきます。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

(例えば、老人保健施設、療養型病床施設)

② 介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、「非該当」又は「要支援」と認定された場合

※この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

③ ご利用者がお亡くなりになった場合

④ やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

(3) 金品の引渡しについて

(1)(2)等の事由で退所される場合は、所持・預かり金品のすべてを原則としてご利用者あるいは契約上の身元引受人にご返却いたします。

10. 施設利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
面 会	・面会の日時を予め予約していただき、所定の会場において面会をしていただきます。感染症の流行状況等により、面会の停止あるいは面会の制限等の対応を取らせていただきます。
外出、外泊	・必ず行き先と帰苑時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届けください。
飲 酒	・夕食時間に吞んでいただくか、レストランをご利用いただきます。
喫 煙	・敷地内及び全館禁煙とさせていただきます。
所持品の持ち込み	・衣装箱3個程度の衣類と、床頭台に収納できる程度の身の回り品とさせていただきます。
施設外での受診	・嘱託医師、協力病院の医師の指導ではなく、ご自身のご希望で他の医療機関を受診する場合は、ご家族でお願いします。 また、診察結果、処方薬など職員にお知らせください。
宗教・政治活動	・施設内で、他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
ペット	・飼育を前提にしたペットの持ち込みはお断りします。
食べ物の持ち込み	・健康及び衛生管理上の理由により、職員にお尋ねください。

11. 要介護認定の申請に係る援助

(1) 利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。

(2) 利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わって行います。

12. サービス提供の記録

施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをご契約終了後5年間保管いたします。

利用者又はその家族は、ホームにおいて、当該記録を閲覧することができます。

13. 退所時の援助

契約の終了によりご利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に生活されることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

14. 秘密保持の厳守

ホームおよびすべての職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

15. 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方（緊急時連絡先）に速やかに連絡いたします。

16. 防災及び非常災害（地震、洪水等）対策

- (1) 防災対応 消防計画に基づいて対応します。
- (2) 防災設備 自動火災報知設備、スプリンクラー、屋内消火栓等を備えております。
- (3) 防災訓練 火災や地震、洪水等の非常災害時における避難誘導及び各種訓練を実施します。
- (4) 防火管理者 加藤 聡

17. 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害が発生した場合に、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、従業員に対し当該計画の周知を図るとともに定期的な研修及び訓練等の必要な措置を講ずるものとします。

18. 協力医療機関等

協力医療機関・協力歯科医療機関は次の通りです。

協力医療機関名	診療科目	依頼施設
由利組合総合病院	内科他21科	特別養護老人ホームふるさと学び舎 ふるさと学び舎指定短期入所生活介護事業所 ケアハウス ふるさと学び舎
本荘第一病院	内科他13科	特別養護老人ホームふるさと学び舎 ふるさと学び舎指定短期入所生活介護事業所 ケアハウス ふるさと学び舎

蔵小路歯科クリニック	歯科	特別養護老人ホームふるさと学び舎 ふるさと学び舎指定短期入所生活介護事業所 ケアハウス ふるさと学び舎
------------	----	---

19. 家族会について

当施設（特別養護老人ホームふるさと学び舎及びケアハウスふるさと学び舎）では、家族会を設置しており、利用者の生きがいと幸せを高めることを目的とした事業を実施しています。（ふるさと学び舎家族会会則添付）

20. 第三者評価の実施状況について

第三者評価実施の有無	無
------------	---

介護老人福祉施設入所に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 〒015-0055
秋田県由利本荘市土谷字新谷地157番地
名称 社会福祉法人 中央会
特別養護老人ホーム ふるさと学び舎
説明者 氏名 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、受領しました。

<利用者>

住所 _____
氏名 _____ 印

<身元引受人>

住所 _____
氏名 _____ 印

<身元引受人>

住所 _____
氏名 _____ 印